令和８年　第３回定例

旭川市議会会議録　第２号

○令和８年９月１１日（金曜日）

開議　午前１０時００分

散会　午後　０　時０６分

○出席議員（３４名）

１番	横　山	啓　一
２番	いしかわ	まさき
３番	笠　井	まなみ
４番	あ　べ	な　お
５番	中　村	みなこ
６番	江　川	あ　や
７番	上　野	和　幸
８番	植　木	だいすけ
９番	小　林	ゆうき
１０番	駒　木	おさみ
１１番	皆　川	ゆきたけ
１２番	たけいし	よういち
１３番	石　川	まさゆき
１４番	沼　﨑	雅　之
１５番	まじま	隆　英
１６番	髙　橋	紀　博
１７番	品　田	ときえ
１８番	塩　尻	英　明
１９番	高　木	ひろたか
２０番	中　野	ひろゆき
２１番	えびな	安　信
２２番	高　橋	ひでとし
２３番	菅　原	範　明
２４番	佐　藤	さだお
２５番	石　川	厚　子
２６番	能登谷	繁
２７番	高　見	一　典
２８番	金　谷	美奈子
２９番	高　花	えいこ
３０番	中　村	のりゆき
３１番	安　田	佳　正
３２番	松　田	卓　也
３３番	福　居	秀　雄
３４番	杉　山	允　孝

〇説　明　員

市長	今津寛介
副市長	熊谷好規
副市長	佐藤昌彦
総合政策部長	三宅智彦
行財政改革部長	三宮元樹
都市振興部長	田島章博
総務部長	土岐尚義
市民生活部長	樽井里美
福祉安心部長	川邊仁
こども・女性・若者未来部長	木村直樹
環境部長	太田誠二
経済部長	浅利豪
観光スポーツ・シティプロモーション部スポーツ施設整備担当副部長	松本賢
教育長	和田英邦
水道事業管理者	富岡賢司
病院事業管理者	石井良直
市立旭川病院事務局長	長谷川伸一
監査委員	金澤匡貢

〇事務局出席職員

議会事務局長	林上敦裕
議事調査課長	香川秀頼
議事調査課長補佐	小川智之
議事調査課主査	信濃孝美
議事調査課主査	岡本諭志

〇会議録署名議員

１０番	駒木おさみ
１９番	高木ひろたか

○議事日程

日程第２　認定第１号ないし認定第11号
日程第３　議案第１号
日程第４　議案第２号
日程第５　議案第３号
日程第６　議案第４号
日程第７　議案第５号
日程第８　議案第６号
日程第９　議案第７号
日程第10　報告第１号
日程第11　報告第２号
日程第12　報告第３号
日程第13　報告第４号
日程第14　報告第５号
日程第15　報告第６号
日程第16　報告第７号
日程第17　一般質問について

○追加議事日程

日程第18　請願・陳情議案の審査結果報告について

○本日の会議に付した事件

１．議案第１号　令和８年度旭川市一般会計補正予算について　（原案可決）
１．議案第２号　令和８年度旭川市国民健康保険事業特別会計補正予算について　（原案可決）
１．議案第３号　令和８年度旭川市介護保険事業特別会計補正予算について　（原案可決）
１．議案第４号　令和８年度旭川市病院事業会計補正予算について　（原案可決）
１．議案第５号　旭川市認可地縁団体印鑑条例の一部を改正する条例の制定について（原案可決）
１．議案第６号　市立旭川病院使用料及び手数料条例の一部を改正する条例の制定について　（原案可決）
１．議案第７号　財産の取得について　（原案可決）
１．請願・陳情議案の審査結果報告について
陳情第25号　宗教施設建設に伴う地域の公共安全及び調和に関する法整備を求めることについて　（不採択）
陳情第26号　宗教施設建設に伴う地域の公共安全及び調和に関する法整備を求めることについて　（不採択）
陳情第27号　宗教施設建設に伴う地域の公共安全及び調和に関する法整備を求めることについて　（不採択）
陳情第28号　職員団体の組合費給与天引き（チェックオフ）手続の適正運用及び行政の政治

的中立性確保を求めることについて　（不採択）
陳情第40号　公共施設における宗教関連設備の中立性・公平性確保のためのガイドライン整備を求めることについて　（不採択）
陳情第46号　いじめの重大事態に関するデマの払拭を求めることについて　（不採択）
陳情第20号　出産前後の支援体制強化に関することについて　（不採択）
陳情第37号　市立小中学校への「いじめ対策監（仮称）」配置制度の導入を求めることについて　（不採択）
陳情第38号　旭川市におけるＡＩ予兆システムを核としたいじめ・児童虐待・家庭訪問支援の統合モデル構築について　（不採択）
陳情第48号　ＧＩＧＡスクール端末等を活用し、子供に直接届く「地域居場所ポータル（仮称）」の整備について　（不採択）
陳情第50号　いじめ解消判断までの３か月間における被害・加害児童生徒への伴走型デジタル振り返り支援（旭川モデル）の小規模実証について　（不採択）
陳情第51号　「旭川子ども支援ネットワーク（仮称）」創設に関する検討について（不採択）
１．休会について　（決定）

開議　午前１０時００分

○議長（福居秀雄）　ただいまから、開会いたします。

本日の出席議員は、全員でありますので、これより休会前に引き続き会議を開きます。

○議長（福居秀雄）　本日の会議録署名議員には、１０番駒木おさみ議員、１９番高木ひろたか議員の両議員を指名いたします。

○議長（福居秀雄）　ここで、事務局長から報告をいたします。

○議会事務局長（林上敦裕）　御報告申し上げます。

議事日程について、本日の議事日程は休会前の続行でありますが、さらに、御配付申し上げております議事日程追加表のとおり、本日の議事に追加をいたします。

なお、その朗読は省略いたします。

以上。

○議長（福居秀雄）　それでは、これより本日の議事に入ります。

ここで、お諮りいたします。

この際、日程の順序を変更し、日程第３から日程第９までの議案第１号ないし議案第７号の以上７件を順次議題といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（福居秀雄）　御異議なしと認めます。

よって、そのように決定し、日程第３、議案第１号、令和８年度旭川市一般会計補正予算についてを議題といたします。

これより、質疑に入ります。

発言の通告がありますので、順次、発言を許します。

金谷議員。

（金谷議員、質疑質問席に着席）

○金谷美奈子議員　それでは、議案第１号、令和８年度旭川市一般会計補正予算について質疑をさせていただきたいと思います。

まず、質疑に入る前に、会派の会長として、代表いたしまして、全国各地で、地震、暴風、水害に際し、被災されました方々に心からお見舞いを申し上げたいと思います。

それでは、質疑に入ります。

まず、今回の補正予算の財政上の考え方、特徴として工夫した点などについて、御説明をいただきたいと思います。

○議長（福居秀雄）　行財政改革部長。

○行財政改革部長（三宮元樹）　今回の補正予算は、一般会計、特別会計及び企業会計の全部で４会計となっており、生活道路の凍上対応等整備費や宿泊事業者等の設備などの導入に対する補助金のほか、物価高騰対策等の事業費を追加するものでございます。

このうち、一般会計では、全２９事業で９億４千１１０万７千円を追加するとともに、繰越明許費や債務負担行為、地方債において追加や変更を行うもののほか、次期最終処分場の整備費に関して継続費を設定するというようなものになっております。

また、財源につきましては、一般財源での対応をできるだけ抑えるということに重点を置きまして、生活道路の整備では交付税措置のある市債を、宿泊事業者等への補助金では宿泊税を財源とした基金を、物価高騰対策では重点支援地方交付金を活用したところでございます。

○議長（福居秀雄）　金谷議員。

○金谷美奈子議員　今回の補正予算についてですが、今年度末までの影響はどのようなものか、御説明をいただきたいと思います。

また、過去３年間との比較の状況についても御説明ください。

○議長（福居秀雄）　行財政改革部長。

○行財政改革部長（三宮元樹）　今回の補正予算に伴います一般財源につきましては、繰越金と財政調整基金繰入金の合計で８千８１３万８千円を計上しております。

これらの比較になりますけども、第３回定例会におけます過年度の補正予算の規模と一般財源につきまして１千万円単位で申し上げますと、令和５年度が補正額１４億２千万円のうち一般財源は１億８千万円、令和６年度が１７億９千万円のうち２億円、令和７年度が６億９千万円のうち１億１千万円となっております。

補正予算の編成に当たりましては、一般財源での対応をできるだけ抑えるように努めておりまして、財政への影響は限定的であるというふうに考えております。

○議長（福居秀雄）　金谷議員。

○金谷美奈子議員　ありがとうございました。

今回の補正の財政的なところについて、一度、確認をさせていただきました。

それでは、事業に入ろうと思います。

今回提案のありました東光スポーツ公園整備費、この計上の理由、そして、概要についてお聞かせください。

○議長（福居秀雄）　スポーツ施設整備担当部長。

○観光スポーツ・シティプロモーション部スポーツ施設整備担当部長（松本　賢）　東光スポーツ公園整備費に関する補正予算案の提案理由と概要についてでございますが、本年６月に国からトイレの便器数に係る基準と適用のあり方に関するガイドラインが公表され、男女の性差を踏まえ、トイレの待ち時間が平等になるよう、原則として女性便器数が男性便器数以上となる基準とすることとの在り方が示されたところでございます。

このことから、今年度、実施しております複合体育施設の設計業務において、男女の便器数を同数とする整理を行っておりましたが、ガイドラインの趣旨を踏まえ、さらに女性便器数を増やす必要があると判断し、トイレの女性用の便器数を見直すため、設計変更を行おうとするもので、委託料として３６０万８千円を計上しているところでございます。

○議長（福居秀雄）　金谷議員。

○金谷美奈子議員　この女性トイレの長蛇の列という課題につきましては、今、盛んに報道されている状況であると思います。

そのような中、今回、国の指針も変わったということだったと思うんですけれども、私、大変心配をしておりまして、東光スポーツ公園の中のせっかく建てる市民のための体育館が、女性のトイレが足りないというような状況が起こらないようにしてほしいと、今年春からずっとこの問題について確認を続けてきたところでありますが、今回、補正予算に計上になり、数を増やすというふうに見えるというところ、これは評価をしたいと思います。

それでは、この体育館の女性トイレの設備、個数の計画、そして、これまでの変化について、まずお聞かせください。

○議長（福居秀雄）　スポーツ施設整備担当部長。

○観光スポーツ・シティプロモーション部スポーツ施設整備担当部長（松本　賢）　東光スポーツ公園複合体育施設におけるこれまでの女性用トイレの便器数についてでございますが、平成２８年度の基本設計時点では４７基としておりましたが、体育館と小体育館の一体整備や観客席数の変更に伴う再検討を行った結果、令和７年度の基本設計時点で４２基としているところでございます。

○議長（福居秀雄）　金谷議員。

○金谷美奈子議員　国土交通省の６月指針、新しいガイドラインによって変更がなされました。この変更点についてはどのような内容ですか。

○議長（福居秀雄）　スポーツ施設整備担当部長。

○観光スポーツ・シティプロモーション部スポーツ施設整備担当部長（松本　賢）　本年６月に国から示されたガイドラインに基づく変更点でございますが、今年度、実施している複合体育施設の設計業務において男女の便器数を同等とする整理を行っておりましたが、このガイドラインの趣旨を踏まえ、女性用便器をさらに増やすことが必要と判断し、具体の数については、今後の設計業務の中で算定いたしますが、基本設計時点からは約１５基程度の増となるよう変更しようとするものでございます。

○議長（福居秀雄）　金谷議員。

○金谷美奈子議員　１５基の増ということでありました。

それでは、考え方をお聞きしたいなと思うんですよね。指針では、待ち時間の平等という考えなんですけれども、この部分を果たしてこの１５基の増というところで十分に対応し得る設計となる補正額なのかどうか、お聞きしたいというふうに思うんですね。

数が同等もしくはそれ以上っていうことではなく、あくまでも待ち時間の平等、ここが一番の課題で、様々、調査もされていますし、実際には男女の差としては何倍も待ち時間の違いがあるので、それをきちっと頭に入れた上で設備を考えなければいけない。

もう、今、既にできている施設は仕方がないとして、来年、これは建設に入るという予定ですので、この部分について十分なのか、お聞かせください。

○議長（福居秀雄）　スポーツ施設整備担当部長。

○観光スポーツ・シティプロモーション部スポーツ施設整備担当部長（松本　賢）　このたびの設計変更で待ち時間が平等となったかにつきましては、施設の供用を開始し、実際に利用いただいてからでないと明確な判断はできないところではございますが、現時点では、ガイドラインの趣旨に沿うよう可能な範囲で対応したものと認識しているところでございます。

○議長（福居秀雄）　金谷議員。

○金谷美奈子議員　可能な範囲でということは、予算の範囲内でということなんでしょうか。

今回の設計図を、実際に今進められている部分を、春からずっと拝見して確認を続けてきました。その際、トイレの場所が四隅に分散化されているんですよね。そうなると、１階、２階ということなんですけれども、使う方々にとってはどこが空いているのかちょっと分かりづらい。こっちが空いていなかったら、かなり遠いところまで移動して、また、そっちも空いているかどうか分からないみたいな、そういったことが起きてくるのではないか、これは設計上の課題なんですけれども。

ただ、中心部に大きな体育館スペースを取るということになるとどうしてもこういう設計になったということで、これは致し方ないかなとは考えておりますけれども、空きの状況が分からない、これに対しての対応策として、例えば、デジタルサイネージなどの必要があるのではありませんか。

○議長（福居秀雄）　スポーツ施設整備担当部長。

○観光スポーツ・シティプロモーション部スポーツ施設整備担当部長（松本　賢）　トイレの設置場所につきましては、ただいま議員から御指摘のありましたとおり、１か所に集約することで場所の分かりやすさや空き状況の確認のしやすさが向上するものと承知しておりますが、メインアリーナが６５メートル掛ける４４メートルであり、その外側に配置される観客席からトイレまでの移動距離、移動時間を考慮し、分散して配置することとしたところでございます。

分散化に対する対応策でございますが、他都市の事例では、トイレの空き状況のデジタルサイネージを設置するなど、施設の規模に応じて様々な方策が講じられておりますので、これらを参考にしながら整理してまいりたいと考えているところでございます。

○議長（福居秀雄）　金谷議員。

○金谷美奈子議員　ぜひ、デジタルサイネージを設備に入れていただきたい。今後、検討するということなので、お願いしておきたいというふうに思います。

東光スポーツ公園の体育館、この規模ですね。これは、基本計画で変更になりましたよね。その部分について改めて確認したいと思います。

○議長（福居秀雄）　スポーツ施設整備担当部長。

○観光スポーツ・シティプロモーション部スポーツ施設整備担当部長（松本　賢）　東光スポーツ公園複合体育施設につきましては、令和７年度に基本設計を見直したところでございまして、当初の基本計画では体育館と小体育館を渡り廊下によりつなぐ配置となっておりましたが、より大会等の運営が行いやすくなるよう、一つの建物の中にメインアリーナ、サブアリーナを配置する内容としたところでございます。

施設規模でございますが、メインアリーナの面積は、見直し前と同様の約２千８６０平方メートルとし、サブアリーナにつきましては、小体育館が９５０平方メートルであったところ、約１千１００平方メートルに変更したところでございます。また、観客席につきましては、見直し前の体育館が固定席、移動席及び仮設席を合わせ５千席であったものを、見直し後のメインアリーナは固定席約２千席とし、サブアリーナにつきましては、見直し前と同様、固定席約２００席とし、２階部分でのメインアリーナ、サブアリーナ間の移動が可能な設計としたところでございます。

○議長（福居秀雄）　金谷議員。

○金谷美奈子議員　変更になった理由というのが、市民中心の体育館をこちらにして、そして、新アリーナ、今、議論になっているそちらのほうに５千席を持っていくということによって、こちら

を２千席ぐらいの大きさとしたということが分かりました。

そこで、お聞きしたいんですけれども、この体育館の大きさで、アマチュア――市民の利用ということですので、プロではないということは重々分かっておりますが、全国大会の規模、これが開催可能な施設となるのでしょうか。

○議長（福居秀雄）　スポーツ施設整備担当部長。

○観光スポーツ・シティプロモーション部スポーツ施設整備担当部長（松本　賢）　東光スポーツ公園複合体育施設の整備に当たりましては、市民利用や大会開催等に適したスポーツ施設としてスポーツ団体等の御意見も伺いながら計画しているところであり、開催できる大会の規模につきましては、現総合体育館よりもフロア面積が広く、確保できる競技面が増えることから、これまで総合体育館で実施されていた大会のほか、スポーツ競技によって異なりますが、全国・全道規模の大会開催が可能になると考えているところでございます。

○議長（福居秀雄）　金谷議員。

○金谷美奈子議員　全国・全道大会まで開催可能、待ちに待った体育館だなというふうに思います。

それでは、もう一点、課題でありました、こういった大会を開催しているときの待機場所、これがもう本当に少なくて、選手の皆さんも大変な思いをしてきたと思うんですね。

この内容について、面積が十分な設計となるのか、それについてお聞かせください。

○議長（福居秀雄）　スポーツ施設整備担当部長。

○観光スポーツ・シティプロモーション部スポーツ施設整備担当部長（松本　賢）　スポーツ大会開催時の選手や関係者の待機場所につきましては、２階の観客席や通路以外の空きスペースが待機場所になると想定しているところでございます。

観客席がメインアリーナ、サブアリーナを合わせて約２千２００席、これは現総合体育館の１千５００席から７００席の増ということになりますが、このほか、通路以外に３００人程度の収容が可能と試算し、約２千５００人の受入れが可能と想定しているところでございます。

○議長（福居秀雄）　金谷議員。

○金谷美奈子議員　２千５００人の待機場所が確保できた、そういうことで本当に大丈夫なのか。これは、いろいろな大会がありますので、開催してみないと分からないという部分はあるけれども、市としては一定の大きさは確保できた、そういうことが答弁されましたので、ぜひ、完成を急いでいただきたいと思いますが、今回、このような補正予算によって設計変更になりますので時期が遅れると思うんですよね。

完成時期は遅れず、予定どおり、令和１２年、２０３０年の供用開始となるかについて確認したいと思います。

○議長（福居秀雄）　スポーツ施設整備担当部長。

○観光スポーツ・シティプロモーション部スポーツ施設整備担当部長（松本　賢）　東光スポーツ公園複合体育施設につきましては、令和７年度に工程を整理し、工事竣工予定は令和１２年度末、その後、開設準備を進め、施設の供用開始は令和１３年度前半を予定したところでございます。

このたびのトイレの見直しによる全体の事業スケジュールへの影響につきましては改めて整理することとなりますが、竣工予定は令和１３年度に入ることを想定しておりますので、それに伴い、供用開始時期も遅れるものと考えておりますが、できるだけ早期のオープンを目指してまいりたい

と考えているところでございます。

○議長（福居秀雄）　金谷議員。

○金谷美奈子議員　ありがとうございます。よく分かりました。

少しはずれるけれども、予定の令和１２年、２０３０年、その数か月後にはこれが使えるのかなというふうに思いまして、期待しておりますので、しっかりとこの設備の整備をお願いして、私の質疑を終わりたいと思います。

○議長（福居秀雄）　以上で、金谷議員の質疑を終了いたします。

（金谷議員、議員席に着席）

○議長（福居秀雄）　次に、高花議員。

（高花議員、質疑質問席に着席）

○高花えいこ議員　議案第１号、令和８年度旭川市一般会計補正予算について、私のほうから、２事業、質疑をさせていただきます。

初めに、子ども医療費助成費について伺いたいと思います。

今回、制度改正によるシステム改修という内容で補正予算が計上されていますが、その内容について具体的に伺いたいと思います。

○議長（福居秀雄）　こども・女性・若者未来部長。

○こども・女性・若者未来部長（木村直樹）　本市の子ども医療費助成費につきましては、その一部について北海道医療給付事業の補助を受けて実施をしております。

この北海道医療給付事業では、子ども医療費に該当する乳幼児等医療給付事業において、これまで、対象年齢は小学生まで、かつ、小学生は入院のみが補助対象とされ、令和６年１０月１日改正前の児童手当に準拠し、扶養人数に応じた所得制限が設定されている状況にございました。

こうした中、今年７月の北海道からの通知によりまして、令和８年８月診療分からこの所得制限が撤廃されることとなり、これまで補助対象外でありました所得制限超過世帯の子ども医療費受給者の医療費につきましても、新たに補助対象に含まれることとなったところでございます。

本市では、受給者証の発行や医療費の集計等の管理を医療費助成処理システムで行っておりまして、このたびの制度改正に対応するためのシステム改修が必要となりますことから、そのための経費を補正予算として計上させていただいたものでございます。

○議長（福居秀雄）　高花議員。

○高花えいこ議員　システム改修が伴うということで、補正予算３８５万円計上ですが、では、具体的にどのように改修されるのか、伺います。

○議長（福居秀雄）　こども・女性・若者未来部長。

○こども・女性・若者未来部長（木村直樹）　医療費助成処理システムの改修内容につきましては、主に、所得制限超過世帯の受給者証の区分の修正、北海道医療給付事業における経理状況報告書の作成に係る集計方法の修正並びに過誤請求の判定基準の修正などを予定しております。特に、経理状況報告につきましては、今年度の補助対象拡充分の申請を確実に行うためにも年度内のシステム改修が必要不可欠となっております。

○議長（福居秀雄）　高花議員。

○高花えいこ議員　これまで、所得制限があって補助対象外だった受給者の医療費も補助対象にな

るということですが、人数とどのくらい歳入が増えるのか、その見込みについて伺います。

○議長（福居秀雄）　こども・女性・若者未来部長。

○こども・女性・若者未来部長（木村直樹）　令和７年度の実績から試算をいたしましたところ、新たに補助対象となる小学生以下の所得制限超過世帯の受給者は約１千１３０人であり、これらの受給者に対して本市が助成した医療費のうち、北海道の補助対象となる額につきましては約１千９０８万円と算定しております。このうち、２分の１が補助されることとなるため、１年間で約９５４万円の歳入増を見込んでおります。

なお、今年度につきましては、８月診療分からの所得制限が撤廃されますが、医療費の請求と支払いはその２か月後に行われるため、実際の適用は１０月診療支払い分からとなり、半年分で約４７７万円の歳入増を見込んでおります。

○議長（福居秀雄）　高花議員。

○高花えいこ議員　今年度は約半年分なので、歳入は約４７７万円、でも、来年度からは約９５４万円ですから、１千万円近い歳入増があるということが分かりました。

ただ、実際、本市において、この子ども医療費に１１億円以上の予算を組んでいますので、その予算規模から見れば１千万円近くというのは僅かかもしれません。でも、市としては歓迎すべきことだというふうに私は考えます。

一方で、本市は高校生年代まで所得制限なしで無償化している実態が既に始まっているわけですが、それと比較しますと、北海道の補助制度というのは依然として大きな差があると考えます。

市として、今後、さらなる補助対象の拡充を求めていくべきではないかと考えますが、見解を伺います。

○議長（福居秀雄）　こども・女性・若者未来部長。

○こども・女性・若者未来部長（木村直樹）　本市の子ども医療費助成が高校生年代までを対象としている一方で、北海道医療給付事業では、小学生まで、かつ、小学生は入院のみの助成でありますことから、本市と北海道の助成対象範囲は大きく乖離しております。

本市といたしましては、これまでも北海道に対しまして補助対象の拡充につきまして要望をしてきたところでございますが、引き続き、働きかけを行ってまいりたいと考えております。

また、現在の子どもの医療費助成制度は、都道府県の事業に対しまして、ほとんどの市町村が独自に上乗せや拡充を行っておりまして、居住している市町村によって受けられる助成内容に差異が生じている状況にあります。どこに住んでいても、ひとしく安心して子どもを産み育てることのできる環境づくりは、本来、国が責任を持って主体的に取り組むべき重要な課題であると認識しておりますことから、引き続き、国に対しましても全国一律の子ども医療費助成制度の創設を要望してまいります。

○議長（福居秀雄）　高花議員。

○高花えいこ議員　最後に、指摘をさせていただきますが、約１千万円の財源がこのたびの補助で生まれてきます。僅かかもしれませんけれども、子ども・子育て施策のさらなる充実につなげていただきたいというふうに指摘して、この質問は終わりたいと思います。

次に、新規路線就航支援費について伺います。

初めに、この補正事業の概要、目的、予算額について伺います。

○議長（福居秀雄）　都市振興部長。

○都市振興部長（田島章博）　本事業は、旭川空港の路線維持・拡大を目的とし、１０月２５日に運航を開始する伊丹線の早期安定化や就航から３年目となる成田線の維持に向けて、運航に係る経費の助成や広告支援を行うものです。

補正予算額は、伊丹線の運航初期に要する経費の助成として８５０万円、伊丹線の認知度拡大などに向けた広告支援として２００万円、成田線の維持に向けた運航経費の助成として６１８万円、計１千６６８万円となっております。また、財源としましては、伊丹線への支援の１千５０万円は観光振興基金繰入金、成田線への支援６１８万円は国の重点支援地方交付金となっております。

○議長（福居秀雄）　高花議員。

○高花えいこ議員　伊丹線と成田線の支援費ということで、どちらも、全額、基金と交付金を使って一般財源がないということは分かりました。

伊丹線については、市長も記者会見で発表されておりまして、予約も始まっているので、御存じの方も多いと思います。特に伊丹線について伺いたいんですが、この運航の概要について教えてください。

○議長（福居秀雄）　都市振興部長。

○都市振興部長（田島章博）　１０月２５日に運航を開始する伊丹線につきまして、運航会社は日本航空で、座席数については１６５席と聞いております。運航ダイヤは１日１往復で、伊丹空港出発便については、伊丹発が午前８時４５分、旭川着が午前１０時３０分、折り返し便となる旭川空港出発便については、旭川発が午前１１時１０分、伊丹着が午後１時１０分となっております。

○議長（福居秀雄）　高花議員。

○高花えいこ議員　１日１往復の定期便ということで、多くの方が喜んでいると思います。

私自身、令和６年と７年の代表質問で、関西方面の定期運航と今後における国内航空路線と国際航空路線の誘致について、より具体的なターゲット路線や戦略を伺ったところ、令和７年の答弁では、国内線では、現在、期間運航となっている名古屋線の通年化や関西方面からの通年就航を目指すとともに、国際線においては、訪日旅行者数が大きく伸びているアジア圏を中心として積極的に誘致活動を進めていくとの市長答弁がありました。

これまで、どのように誘致活動を進めてきたのか、また、今回の誘致が成功した要因は何であったのか、運航実現までの経緯について伺います。

○議長（福居秀雄）　都市振興部長。

○都市振興部長（田島章博）　伊丹線の運航に向けては、市長自らが先頭に立ち、コロナ禍の収束が見込まれた令和４年度の後半頃より誘致活動を始め、伊丹空港だけでなく、関西空港や神戸空港の可能性も視野に入れ、需要予測のシミュレーションや関西方面とのビジネス事例調査などにも取り組み、また、複数の航空会社への戦略的なセールス活動や空港周辺自治体との路線運航に向けた協議などを進めてまいりました。

こうした動きの中で、伊丹空港の所在自治体の一つである大阪府豊中市の長内市長と今津市長が共に中核市市長会の役員を務める中で関係性を築き、令和５年１１月に本市と豊中市との間で空港で結ぶ友好都市提携に関する協定を締結したことは、伊丹線の運航に向けて関係者の機運を高める大きなきっかけとなりました。

空港周辺自治体へ路線運航への熱意を伝え、理解を得るとともに、空港を運営する北海道エアポートとも連携しながら、航空会社へ粘り強く働きかけを続けたことが、このたびの定期運航につながったものと考えております。

○議長（福居秀雄）　高花議員。

○高花えいこ議員　市長同士のトップのつながりが大きかったのではないかという印象を受ける答弁だったと思います。

では、この伊丹線の定期運航に伴って期待する効果というのはどのようにお考えですか。

○議長（福居秀雄）　都市振興部長。

○都市振興部長（田島章博）　関西圏との路線が実現することにより、観光やビジネスはもとより、１次産業の振興、企業誘致、教育、移住、文化交流など、様々な分野で人や物の往来が活発になり、本市と関西圏との新たな交流が大きく広がっていくものと期待しております。

また、一般社団法人大雪カムイミンタラＤＭＯが算出する観光客１人当たりの平均消費額と本路線により増加が見込まれる来訪者数を掛け合わせることで、旭川大雪圏域において年間約２２億円の経済効果が見込まれ、地域経済活性化の起爆剤になるものと考えております。

○議長（福居秀雄）　高花議員。

○高花えいこ議員　関西圏の路線誘致は、本市にとって長年の悲願であったと思います。

航空を取り巻く環境は、コロナ禍で大きく変化したときもありました。その中での誘致活動は、簡単ではなかったのではないかと感じております。

しかし、今津市長、今回、まさに有言実行され、経済効果も年間約２２億円もあるという、大いに期待するところでございます。

ただ、心配するところもあります。これまでの中部線や伊丹線の運航経過を振り返りますと、通年運航と季節運航を繰り返していました。細かい期間についてはここでは述べませんが、伊丹線は、平成３年、西暦で言いますと１９９１年から運航が始まり、３５年間で通年運航期間はこれまで８年間ほどしかありませんでした。就航率９９．５％を誇る旭川空港ですが、路線は、就航させることだけではなく、定着させることも重要であり、そのためにはたくさんの方に利用してもらう必要があります。

そこで、伺いますが、今後どのような取組を行う予定なのか、お聞かせください。

○議長（福居秀雄）　都市振興部長。

○都市振興部長（田島章博）　議員の御指摘のとおり、路線を長く維持していくためには、年間を通じて一定の搭乗率を維持することが必要であり、旭川側と大阪側の両方で利用者数を増やしていくことが重要であると考えております。

そのため、市民のみならず、上川管内、道北地域の皆さんや経済界の方々にもこの路線を御活用いただけるよう、本事業において、路線の認知度拡大に向けた広告や航空会社と連携したマーケティング活動を実施するとともに、旅行会社への働きかけによる旅行商品の開発など、様々な取組を組み合わせながら、この先も安定的に定期運航が継続されるようしっかりと利用促進に努めてまいります。

○議長（福居秀雄）　高花議員。

○高花えいこ議員　関西圏へ行く際、本来、これまでは半日近くかかるところ、今回の定期便の就

航によって、約２時間で入ることができます。伊丹空港からユニバーサル・スタジオ・ジャパンまではバスで約４０分、新大阪駅まではバスで約２５分など、この発着時間をはじめ、非常に利便性がよくて、ビジネスマンにとっても非常に仕事がしやすい就航時間となっておりますが、定期便になることで急に関西圏が身近に感じるのではないでしょうか。

最後に、改めて、今回の伊丹線運航に対する市長の思いをお聞きして、私の質疑を終わります。

○議長（福居秀雄）　市長。

○市長（今津寛介）　初めに、伊丹線の定期運航に当たりまして、日本航空様、北海道エアポート様、豊中市をはじめとする関係自治体の皆様など、実現に向けて御尽力いただいた皆様に心より感謝を申し上げたいと存じます。

また、今回の就航実現に向けて、私の市長就任以降の５年間で、本市職員は延べ７０回にわたり誘致活動を重ねてまいりました。就航決定の裏側には、そのような大変な努力があったことをお伝えさせていただきたいと存じます。一つ一つの積み重ねを後押しいただいたものは、市民の皆様の運航への期待の声であり、そのことに対しましても感謝を申し上げたいと存じます。

今回の伊丹線の運航は、旭川の観光や経済のさらなる発展に向けて心強い追い風になるものと確信いたしております。関西圏にお住まいの皆様はもとより、京都や大阪を訪れる多くの外国人旅行者にとっても、旭川、そして道北地域へのアクセスが格段に向上いたします。

本市では、この大きなチャンスを最大限に生かしていきたいと考えており、関西圏ネットワーク強化推進プランを策定し、観光、経済、農業、文化、教育、スポーツなど様々な分野において、官民が連携した多面的な取組を進めてまいります。

そして、旭川市だけにとどめることなく、旭川大雪圏域、道北圏域全体へと広げていくことが重要であり、地域が一体となって路線を育て、関西圏との新たな人、物、経済の流れをつくってまいりたいと考えております。

○議長（福居秀雄）　以上で、高花議員の質疑を終了いたします。

（高花議員、議員席に着席）

○議長（福居秀雄）　次に、まじま議員。

（まじま議員、質疑質問席に着席）

○まじま隆英議員　今回の補正予算の３つの事業についてお伺いをしていきたいと思います。

まず、物価高対策について伺います。

今回、物価高対策が計上されておりますけれども、その概要についてお伺いしたいと思います。

○議長（福居秀雄）　行財政改革部長。

○行財政改革部長（三宮元樹）　今回の物価高騰対策につきましては、国の重点支援地方交付金等を活用し、小規模事業者経営改善資金に係る利子補給事業について、債務負担行為設定分も含めまして予算を追加するほか、市立旭川病院の光熱費高騰分に対する繰り出しや成田線の航空路線維持に向けた運航支援に加え、福祉タクシーチケットの追加交付を行うもので、４事業で合計８千７万２千円の事業費となっております。

○議長（福居秀雄）　まじま議員。

○まじま隆英議員　今、示されましたように、４事業で８千７万２千円ということです。

私たち会派は、第２回定例会で物価高対策を求めてまいりました。今回、提案されましたが、市

民の願いにかなうものなのか、お聞きをしていきたいというふうに思っています。

そこで、物価高の現状についてどのように認識をされているのか、お示しをいただきたいと思います。

○議長（福居秀雄）　行財政改革部長。

○行財政改革部長（三宮元樹）　厚生労働省が今月発表した令和８年７月分の毎月勤労統計調査結果速報によりますと、実質賃金指数は７か月連続で増加しており、給与や賃金の上昇により物価高騰による生活への影響は小さくなりつつあるものの、依然として食料品を中心に物価高の状況が続いているため、引き続き、市民生活や地域経済への影響を注視していく必要があるものと認識をしております。

○議長（福居秀雄）　まじま議員。

○まじま隆英議員　物価高の影響は今も続いている、そういう認識なんだと思います。

私は、この間、財政調整基金なども含めて物価高対策を求めてまいりました。お聞きすると、財政調整基金の繰入れはあるんだけれども、金額としては約１００万円だということが分かりました。また、この間、国からの交付金の残額程度の対策となっていることについて、もっと活用すべきではないかというふうに思っているわけですが、この１００万円程度に収まっている状況についてはなぜなのか、お示しいただきたいと思います。

○議長（福居秀雄）　行財政改革部長。

○行財政改革部長（三宮元樹）　物価高騰対策につきましては、本市の財政状況を踏まえまして、これまで、国の交付金等の活用を基本としながら必要な対策を実施してきております。

今回活用する重点支援地方交付金につきましては、本年６月の追加措置に伴いまして本市には１億４千６９７万３千円の限度額が示され、第２回定例会の補正予算では６千７９０万円を活用しておりますことから、今回の対策では残る全額を活用したものでございます。

○議長（福居秀雄）　まじま議員。

○まじま隆英議員　そこで、お尋ねをしたいわけですが、４事業のうち、重点支援地方交付金、これを活用した病院事業の光熱水費への支援、これは市民向けとは思えません。市民全体ではなく、これら特定の事業を優先したその判断基準について伺いたいと思います。

市民生活が苦しい状況にある今、繰り返しにはなりますが、財政調整基金の活用や一般財源を工夫して直接的な市民支援に回す考えはなかったのか、その点について答弁を求めたいと思います。

○議長（福居秀雄）　行財政改革部長。

○行財政改革部長（三宮元樹）　今回の対策につきましては、今年度における市独自の対策や重点支援地方交付金の残額も考慮しながら、市民や事業者から寄せられた声や要望、市立病院の経営状況を踏まえ、取りまとめたところでございます。

財政調整基金につきましては、人件費や物価の上昇等によりまして今後も財政需要の増加が見込まれる中、必要な市民サービスを確保しつつ、安定的な財政運営を続けるためには、一定の残額を維持していく必要があり、本市の財政状況も踏まえ、今回は主な財源として重点支援地方交付金を活用するものでございます。

○議長（福居秀雄）　まじま議員。

○まじま隆英議員　そこで、市立旭川病院にお聞きをしたいと思います。

病院事業会計への光熱費などへの支援、これは病院として正式に支援をしてほしいと求めたものなのかどうか、確認をしたいと思います。

○議長（福居秀雄）　病院事務局長。

○市立旭川病院事務局長（長谷川伸一）　今回の光熱費の繰入れについては、市長部局からの提案を契機としたものでありますが、当院としましても、光熱費高騰による病院事業会計への影響を踏まえ、市長部局と協議をしながら繰入れを受けることとしたものです。

○議長（福居秀雄）　まじま議員。

○まじま隆英議員　今の答弁だと、市長部局からの提案を契機としたものであるということなんですね。市立病院は、経営状況が厳しいわけですから、支援策について提案をされたら受け入れるというのは、これは当然のことではないですか。

市内にある医療機関では経営状況が大変な中で、他の医療機関の状況をどこまで把握したんでしょうか。市立病院のみを対象にする支援策を講じるというのは、行政としていかがなものかというふうに思います。なぜ、民間病院に対する支援策を講ずることもなく、市立病院だけに支援をするという考え方に至ったのか、その点について答弁を求めたいと思います。

○議長（福居秀雄）　行財政改革部長。

○行財政改革部長（三宮元樹）　まず、市立病院につきましては、地域の基幹的な公立病院といたしまして、２４時間３６５日体制で救急医療の受入れや、第２種感染症指定医療機関としての新興感染症への対応のほか、精神医療などの政策的医療を担っているところでございます。

しかしながら、令和５年度以降、赤字決算が続いておりまして、その要因として光熱費等の物価高騰も挙げられるところであり、市立病院の安定的な経営を持続させるため、今回の対策を優先的に行ったものでございます。

○議長（福居秀雄）　まじま議員。

○まじま隆英議員　今回、第３回定例会といえば決算議会ですから、この間、毎年、決算で病院事業会計が厳しくなっているというのは、私たち議員はよく知っているはずなんですね。だから、経営をどうしていくんだというふうに求めています。

国の診療報酬のさらなる改定が必要だと考えていますし、それが実現するまでは行政としての支援が必要だと思っています。ただ、財源に臨時的な重点交付金を充てること、それは本筋ではないと思います。そのことは指摘をしておきたいと思います。

次に、今度は経済部にお聞きをしておきたいと思います。

小規模事業者への利子補給、１８０万円が計上されておりますが、物価高と資材高騰に苦しむ地元事業者が経営困難を乗り切れる施策となっているのでしょうか。地域経済や地元業者に直接波及する経済対策も併せて行うなど、その必要性があると思いますが、見解を伺いたいと思います。

○議長（福居秀雄）　経済部長。

○経済部長（浅利　豪）　今回、御提案をしております小規模事業者経営改善資金に係る利子補給事業は、さきの第２回定例会の補正予算として議決をいただき、実施をしておりますが、８月下旬の時点で、予定を含め１０２件、融資総額で７億３千４７０万円と当初の見込みを上回っている状況で、今後も利用が見込まれることから、必要な額を追加補正しようとするものでございます。今回の予算措置により、補助対象事業者は、予算上で１９０件、融資枠は３億円を上乗せし、トータ

ルで１５億円程度まで拡大できることとなりまして、とりわけ資金繰りの厳しい地域の小規模事業者の資金調達を下支えできるものと考えているところでございます。

現在、物価高等によりまして事業経営におけるコストが上昇している中で、事業継続に必要な資金繰りを支えることは、地域における雇用の維持でありますとか取引の拡大、ひいては、中長期的な経営改善にも寄与し、結果として地域経済への波及効果が得られるものと認識をしております。

○議長（福居秀雄）　まじま議員。

○まじま隆英議員　続いて、障害者福祉タクシー等への燃料給付等という事業があります。

これはもう評価をしたいと思いますが、年金生活で生活費や移動費の高騰に苦しむ高齢者も同様に深刻な状況に陥っているのではないかと思います。高齢者の外出支援や交通弱者全体への負担軽減策についても、今回、障害者のことが言われていますから同じように考えるべきだと考えます。

市として検討されたのか、伺いたいと思います。

○議長（福居秀雄）　行財政改革部長。

○行財政改革部長（三宮元樹）　公共交通の料金改定に伴いまして、それらを利用する市民の経済的な負担は増加しているものと認識をしており、その中でも、障害者につきましては、利用できる交通手段が限られている場合が多く、他の利用者よりも影響が大きいと判断いたしまして、支援を行うこととしたものでございます。

○議長（福居秀雄）　まじま議員。

○まじま隆英議員　障害者の置かれている状況は厳しいということで、１人５千円ですか、今回、支援をされるということです。

それ自体、否定をするものではありませんが、そもそも、障害者福祉タクシーについては金額が十分とは言えないのではないでしょうか。物価高対策という一時的なものではなく、次年度も当初予算で対応するべきではありませんか、見解を伺います。

○議長（福居秀雄）　福祉安心部長。

○福祉安心部長（川邊　仁）　障害者福祉タクシーについては、令和６年度に事業見直しを行い、タクシーの年間利用料金を５千６００円引き上げてまいりました。また、今年４月には旭川地区におけるタクシーの初乗り料金を引き上げる改定があり、今回、国の交付金を活用し、５千円分を追加交付いたしますが、次年度の当初予算での対応については、今後の運賃改定や財政状況等を踏まえた中で検討いたしてまいります。

○議長（福居秀雄）　まじま議員。

○まじま隆英議員　今日は、本会議場で、市長もいらっしゃいますんで、ぜひ、前向きに御検討いただきたいというふうに言っておきます。

今回の物価高対策は、４事業ということもあって、ごく一部の人に対する支援でしかないのかなというふうに思います。支援の網からこぼれ落ちる多くの市民や事業者に寄り添うことが必要ではないでしょうか。これまでの部長答弁を踏まえ、年末に向け、灯油代などの負担増も見据えて、福祉灯油など市独自の追加支援策を決断する覚悟はあるのか、伺います。

財政調整基金や決算見込みで使用できる金額など、使える財源がどのくらいあるのか、お示しをいただきたいと思います。

○議長（福居秀雄）　行財政改革部長。

○行財政改革部長（三宮元樹）　まず、財政調整基金の残高でございますが、令和７年度末が前年度比８億円増の７１億円、現時点では、令和８年度末では６９億円の見通しとなっておりますが、中核市平均の１１０億円と比較いたしますと少ない状況でございます。

今後の物価高騰対策につきましては、国の動向や活用できる財源等も踏まえながら検討してまいります。

○議長（福居秀雄）　まじま議員。

○まじま隆英議員　物価高騰が続いています。市民の生活は大変だというふうな認識も示していただきました。

部長答弁のとおり、令和８年度末で財調は６９億円の見通しだということです。行革プログラムの財調残額は４０億円以上ということになっていると思います。財源の工夫も可能だという数字になっていると思います。あとは、市長の政治判断のみではないですか。市長は、福祉灯油の実施にどのようなお考えをお持ちなのか、お聞きしたいと思います。

検討するということでこの場を終わらせず、本格的な冬が来る前に、迅速な執行に向けて実施を前提とした具体的な対応を行っていくんだ、そういう判断をしていただきたいと思いますが、考え方をお示しいただきたいと思います。

○議長（福居秀雄）　市長。

○市長（今津寛介）　市民生活や地域経済を取り巻く環境につきましては、給与や賃金の上昇、お米など一部品目の値下げはあるものの、依然として物価高の状況は続いているため、家計への負担も大きいものと認識いたしております。

当面の市民生活や地域経済への影響についても注視しつつ、国の動向等も踏まえながら、福祉灯油助成事業も含め、必要な対策について検討してまいります。

○議長（福居秀雄）　まじま議員。

○まじま隆英議員　財調は、中核市平均で１１０億円になっているから、それに比べたら少ないというふうなことで答弁がありました。

財調の平均をほかの市と比べてどういう意味があるのかなって、確かに、そこと比べて少ないからなかなか厳しいんだというのは分かるんですけども、それぞれの自治体が抱えている問題もありますよね。それであれば、一概にそのことは言えないと思うんですね。

それよりも、自ら決めた行革プログラム２０２４、これで財調の残額は４０億円以上というふうな規模が示されていて、今６９億円の見通しがあるわけですから、検討するということではなくて、もう一度、前向きに検討していただきたいというふうに思うんですね。

いかなる形であるかは分かりませんけれども、早い決定を望んでいるんですが、その点についてもう一回お答えいただけませんか。

○議長（福居秀雄）　市長。

○市長（今津寛介）　御指摘をいただきまして、ありがとうございます。

市民の皆様の暮らしを守っていくこと、これはもう市政の一丁目一番地でございますので、しっかりと御指摘を踏まえて考えていきたいというふうに思います。

○議長（福居秀雄）　まじま議員。

○まじま隆英議員　それでは、次の項目で、次期最終処分場整備費についてお伺いをしていきたい

と思います。

今回、補正予算に計上されていました次期最終処分場整備費について、継続費として１０４億３千１４９万７千円が提案をされています。その内容及び今年度の補正額の内容をお示しいただきたいと思います。

○議長（福居秀雄）　環境部長。

○環境部長（太田誠二）　今回、継続費として提案をさせていただいております次期最終処分場整備費につきましては、埋立地面積約３．１ヘクタール、埋立容量が５７万１千立方メートル、埋立て期間を令和１２年４月から１５年間とした一般廃棄物最終処分場の建設工事に関わる費用でございます。

その内容といたしましては、今年度から着手いたします樹木伐採などの準備工をはじめ、埋立地の本体工事や管理棟などの営繕工事、取付け道路などの附帯工事並びに工事監理業務に伴う費用でございまして、今年度の補正額につきましては、準備工に係る費用として６千７１２万円を計上させていただいているところでございます。

○議長（福居秀雄）　まじま議員。

○まじま隆英議員　次期ごみ処理システムの最終処分場は、整備に大きな金額がかかります。だからこそ、財源を含め、計画がしっかりとしたものになっているか、チェックが必要だというふうに思っています。

次に、継続費になっているわけですが、これを選択した意図についてお聞きをしたいと思います。

○議長（福居秀雄）　環境部長。

○環境部長（太田誠二）　継続費につきましては、２年以上の期間を要する建設事業などにつきまして、あらかじめ予算として事業費の総額や期間、年割額を定め、数年度にわたって支出できる経費でございまして、各年度の執行残額を逓次繰越しできるといったことが債務負担行為との相違点というふうにもなってございます。

本事業につきましては、複数年かつ複数の工事を同時に並行して計画どおりに進める必要がございますので、あらかじめ予算総額をお示しし、複数年度にわたる支出や計画について議会の承認を受けることで、年度間及び工事間での費用を効率的に運用できるよう、今回、継続費として計上させていただいたところでございます。

○議長（福居秀雄）　まじま議員。

○まじま隆英議員　それでは、継続費の財源内訳についてお示しいただきたいと思います。

○議長（福居秀雄）　環境部長。

○環境部長（太田誠二）　継続費の財源内訳についてでございますが、環境省や防衛省の国費で約２７億円、地方債で約７０億円、一般財源が約７億円と想定しているところでございます。

○議長（福居秀雄）　まじま議員。

○まじま隆英議員　それで、次期の処分場の供用開始までは現在の芳野にある処分場を使っていくことになるわけですが、現処分場は令和１２年３月まで使用できるという状況になっているのかどうか、伺いたいと思います。

○議長（福居秀雄）　環境部長。

○環境部長（太田誠二）　現在、使用してございます旭川市廃棄物処分場の埋立て期間につきまし

ては、当初は平成３０年３月までを予定としてございましたが、埋立処分をするごみの量が当初の計画よりも減少したことなどを踏まえまして、地域との協議により、令和１２年３月まで埋立て期間を延長したところでございます。

近年、ごみの排出量が減少傾向にあるため、廃棄物処分場で埋立処分をするごみの量といったものも年々減少してきてございまして、今後もこのペースが続けば、予定どおり令和１２年３月まで現在の廃棄物処分場を使用できる見通しとなってございます。

○議長（福居秀雄）　まじま議員。

○まじま隆英議員　現処分場のことについては、今、説明をいただきました。

ちょっと順番が前後したんですけども、今回、１０４億円規模の大きな費用がかかる計画となっているわけですが、昨今の深刻な建設資材の価格高騰、労務費の高騰を踏まえた際に、本当に、今、考えている１０４億円の枠内で完了できる見通しなのかどうか、今後のさらなる事業費増額のリスク、これについてどのように考えているか、お示しをいただきたいと思います。

○議長（福居秀雄）　環境部長。

○環境部長（太田誠二）　事業費につきましては、現時点での最新の単価を用いて積算しており、一定程度の建設資材価格ですとか労務費の増額なども見込んでございますが、中東情勢の緊迫化に伴う原油価格の動向及び為替相場の変動などが国内の建設資材価格や物流コストに対しまして広範な影響を及ぼしてございまして、本市といたしましても、引き続き、今後の工事費への波及といったものを厳しく注視してまいりたいと考えてございます。

また、工事着手後に現場条件の相違が判明し、設計変更する場合なども想定されますが、工法変更に際しましては、コスト抑制を念頭に予算の範囲内となるよう創意工夫しながら、工事完了を目指してまいります。

○議長（福居秀雄）　まじま議員。

○まじま隆英議員　先ほど継続費ということでその内訳などをお聞きしたわけですけれども、継続費の算定に当たっては、計画された設計条件に基づき、施設規模を設定した上で整備費を積算する必要があるんじゃないかと思います。

処分場整備のうち、最も大きな費用が必要となるのは埋立地ということになるかと思いますが、計画埋立容量の設定根拠について伺いたいと思います。

○議長（福居秀雄）　環境部長。

○環境部長（太田誠二）　埋立地の計画埋立容量につきましては、環境省の指針に基づきまして、埋立て期間を１５年とし、ごみ総排出量の実績値をベースに、埋立て期間内の人口減少ですとか、令和４年に施行されましたプラスチック資源循環法に基づくプラスチック使用製品のリサイクル促進といった将来のごみ処理システムの変更ですとか、ごみ減量化へ向けた様々な対策といったことも見込みながら設定しているところでございます。

基本計画では、埋立て終了時の令和２６年度のごみの排出総量を、令和４年度実績の約３万１千立方メートルから約２万４千立方メートルまで、約２割程度、減少することを見込んでございますが、計画どおりに施設を運用するためには、市民や事業者の皆様にごみの排出抑制ですとか適切な分別に努めていただくといったことが重要でございますので、引き続き、正しいごみ分別の周知ですとか排出抑制に向けた対策を実施してまいります。

○議長（福居秀雄）　まじま議員。

○まじま隆英議員　今述べられましたように、新しい最終処分場を１５年間使っていくということですね。１５年間利用し続けるためには、根本的にごみの減量が必要ではないかというふうに思います。新施設の稼働前に市全体の今後のごみ排出量について、どのような削減目標を設定して、新施設の埋立てスペースをどうコントロールしていくのか、その考えについて伺いたいと思います。

今後のごみ減量に向けて、資源化のさらなる促進、生ごみの堆肥化、事業系ごみ削減など、行政として具体的にどのように取り組んでいく方針なのでしょうか。これまでの取組から一歩踏み込んだ新たな対策はあるのか、その点について伺いたいと思います。

○議長（福居秀雄）　環境部長。

○環境部長（太田誠二）　本市では、新・旭川市ごみ処理基本計画に基づきまして、ごみの減量、資源化の促進や環境負荷の低減に取り組んでございますが、現計画期間が令和９年度に終了となることから、本年度に実施してございますごみの組成調査やごみ排出量の将来推計といったものを踏まえ、来年度策定予定の次期計画におきまして、今後のごみの減量に向けた具体的な目標や取組方針などを定める予定でございます。

現在、国では、国家戦略として取り組むべき重要な政策課題として、循環型社会の形成に向けた循環経済への移行を進め、持続可能な地域と社会づくりを目指しており、次期計画につきましても、こうした国の動きと合わせ、さらなるごみの減量、資源化を積極的に進めていくものでなければならないというふうに考えているところでもございます。

そのためには、市民や事業者の理解と協力といったものが不可欠となりますので、次期計画策定に際しましては、附属機関である廃棄物減量等推進審議会での審議ですとかパブリックコメントなどを通じて広く市民意見を聞きながら、循環型社会の形成に向けた様々な施策について検討を進めてまいります。

○議長（福居秀雄）　まじま議員。

○まじま隆英議員　今の答弁で、循環型社会の形成という言葉が出てきました。その循環型社会に向け、市民や事業者の理解と協力が必要というふうにも言われました。

しかし、最近の環境行政を考えると、そういった立ち位置で仕事をされているのかなというふうに疑問を持っています。８月２８日まで行われていたごみ収集の臨時的対応、最終日の周知を市として行うよう求められていたのではないかと思いますが、十分に実施されましたか。

また、現在のごみ袋の使用期限を来年の６月末と一方的に決めましたよね。市民の中からは、せっかく購入したものだからほかの対応を検討してほしいんだという声が多く寄せられます。多分、議員の中ではそういう声を聞いている人は少なからずいると思います。行政の都合での一方的な対応で、市民の理解や協力を得ようとしているようにはとても思えないわけです。

今、循環型の社会を目指すという大きな目標に向かっていくわけですけども、こういう今行われていることと将来的に考えていること、どうも整合性が取れているようには思えないんですが、この点について、最後、見解を伺って終わりたいと思います。

○議長（福居秀雄）　熊谷副市長。

○副市長（熊谷好規）　今、ごみ袋の関係で、様々、御指摘をいただきました。

今回、ごみ袋の関係で申しますと、一番最近で議会の皆さんと御議論をさせてもらいましたのは、

ごみ処理手数料の見直しなのかなと思っています。そういった部分でのお話をさせていただきますけども、今回のごみ処理手数料の見直しにつきましては、受益と負担の適正化に基づく全庁的な使用料、手数料の変更に係る全体の説明会を行いましたし、加えて申し上げますと、各地域で個別説明会をしっかり行っておりまして、市民参加の機会を設けながら丁寧に進めてきた、そういった認識を持っております。

ごみ袋の関係は、来年、いよいよ指定ごみ袋の切替えになりますが、そういった部分につきましても、円滑に新たな指定ごみ袋に移行できますように、市民の皆様にはしっかり説明してまいります。

また、先ほど部長から答弁がありましたが、今後、ごみの減量化に向けまして、プラスチック製品、こちらのリサイクルを進めることも計画しておりますが、このように、分別区分を変更する場合など、これまでのごみの排出ルールを大きく変更するような場合には、改めて、しっかりと住民説明会を開催するなど、市民の皆様の理解と協力が得られるよう丁寧な説明に努めてまいります。

○議長（福居秀雄）　まじま議員。

○まじま隆英議員　丁寧な説明をしていくということなので、注視してまいりたいというふうに思います。

続いて、最後の事業になります。

東光スポーツ公園の補正予算について伺います。

先ほども質疑がありましたので、重ならないように努めたいと思いますが、まずは、補正予算の概要についてお示しください。

○議長（福居秀雄）　スポーツ施設整備担当部長。

○観光スポーツ・シティプロモーション部スポーツ施設整備担当部長（松本　賢）　補正予算案の概要でございますが、本年６月に国からトイレの便器数に係る基準と適用のあり方に関するガイドラインが公表され、男女の性差を踏まえ、トイレの待ち時間が平等になるよう、原則として女性便器数が男性便器数以上となる基準とすることとの在り方が示されたところでございます。

このことから、今年度、実施しております複合体育施設の設計業務において、男女の便器数を同数とする整理を行っておりましたが、ガイドラインの趣旨を踏まえ、さらに女性便器数を増やす必要があると判断し、トイレの女性用の便器数を見直すため、設計変更を行おうとするもので、委託料として３６０万８千円を計上しているところでございます。

○議長（福居秀雄）　まじま議員。

○まじま隆英議員　私もマラソン大会に出たりしますが、女性のトイレ問題は深刻だというふうに思っていました。ジェンダー平等の視点で是正しようという動きの一環だと思います。

さて、東光スポーツ公園整備費として、設計変更に伴う委託料３６０万８千円が計上されているわけですが、補正前の事業費１億６千２６７万円に対する進捗状況はどのようになっているのでしょうか。今回の女性トイレ増設に伴う作業工程と、この金額の積算根拠について伺いたいと思います。

○議長（福居秀雄）　スポーツ施設整備担当部長。

○観光スポーツ・シティプロモーション部スポーツ施設整備担当部長（松本　賢）　東光スポーツ公園整備費における主な事業費に関する進捗状況についてでございますが、初めに、複合体育施設

の設計業務委託料１億４千５２０万円につきましては、令和７年度から２か年間の業務委託となっており、前年度に整理を行った基本設計に基づき、現在、実施設計として、各階の間取り、建物の外観等の設計を終え、各諸室の詳細設計、構造設計等を行っているところでございます。

次に、複合体育施設の実施設計に必要な地質調査業務委託１千６４０万円につきましては、本年５月２０日から業務に着手し、ボーリング調査、地質調査等の業務を終えており、今月１１日に完了する予定となっております。

続きまして、女性トイレ増設に係る工程等についてでありますが、既に設計を終えております各階の間取りや外観の変更のほか、増設するトイレ部分の詳細設計、設備機器の検討等を想定しております。

また、女性トイレ増設に伴う設計変更に要する額につきましては、実施する作業内容を業務受託者と協議、共有した上で、徴収した見積額を基に算定したところでございます。

○議長（福居秀雄）　まじま議員。

○まじま隆英議員　基本設計まで終わっていたのに、この段階で変更となると、時間的に大変厳しいのではないかと思います。

繰越明許費の計上について伺いたいと思います。

多額の繰越しが生じることになった根本的な原因、それと、当初の工程管理のことについては妥当だったのかどうか、その点についての見解を伺いたいと思います。

○議長（福居秀雄）　スポーツ施設整備担当部長。

○観光スポーツ・シティプロモーション部スポーツ施設整備担当部長（松本　賢）　令和８年度に支払いを予定しておりました１億４千５２０万円につきましては、業務が全て完了した時点で支払うため、女性トイレの見直しにより、２か月程度の履行期間の延長が見込まれ、当初、令和９年３月１５日までとしていた履行期間が令和９年度まで延長されることから、増額分の３６０万８千円を加えた１億４千８８０万８千円を次年度へ繰り越そうとするものでありますので、当初の工程管理につきましては適正に行っているものと考えているところでございます。

○議長（福居秀雄）　まじま議員。

○まじま隆英議員　適正に行われていたということでありました。

この東光スポーツ公園は、市長は、これまで、花咲と東光と令和１２年度に同時オープンということを言われていたと思います。東光のほうについて、現在の進捗状況と、予定どおり令和１２年度にオープンができるのかどうか、できない場合は、その最大の課題というのは何なのか、それについて伺いたいと思います。

○議長（福居秀雄）　スポーツ施設整備担当部長。

○観光スポーツ・シティプロモーション部スポーツ施設整備担当部長（松本　賢）　東光スポーツ公園複合体育施設につきましては、令和７年度に工程を整理し、工事竣工予定は令和１２年度末、その後、開設準備を進め、施設の供用開始は令和１３年度前半を予定したところでございます。

今回のトイレの見直しによる全体のスケジュールへの影響につきましては改めて整理いたしますが、竣工予定は１３年度に入ることを想定しているところでございます。

○議長（福居秀雄）　まじま議員。

○まじま隆英議員　工事竣工が令和１３年度にずれ込むということなんだと思います。

東光スポーツ公園内の複合体育施設整備について、現時点で全体としてどれだけの金額が必要になると見込んでいるのでしょうか。当初の構想段階から最新の試算値について、今、どのように変化しているのか、お示しをいただきたいと思います。

○議長（福居秀雄）　スポーツ施設整備担当部長。

○観光スポーツ・シティプロモーション部スポーツ施設整備担当部長（松本　賢）　複合体育施設の概算工事費につきましては、平成２８年度の複合体育施設の基本設計では、体育館、小体育館を合わせて約６４億円でありましたが、令和７年度時点で約１２５億円と想定しているところでございます。

今後も、建設資材価格や労務単価の上昇等を考慮すると、さらに増額となることを想定しているところでございます。

○議長（福居秀雄）　まじま議員。

○まじま隆英議員　令和７年度で約１２５億円であり、引き続き上がる要素が大きいということになると、財政的に大変な状況が見込まれるのではないかと思われます。

今、示されましたように、建設資材価格や労務単価の上昇傾向が続いているということで、令和１３年度オープンに向けて、今後発注される本体工事などにおいて、さらなる総事業費の増額リスクをどう見込んでいて、どのようなコスト削減策を講じる方針なのか、その点についてお示しいただきたいと思います。

○議長（福居秀雄）　スポーツ施設整備担当部長。

○観光スポーツ・シティプロモーション部スポーツ施設整備担当部長（松本　賢）　令和７年度より行っている設計作業に当たり、共有部分の縮減等によるコスト縮減策を講じているところであり、さらなる機能や面積削減については、体育館としての機能自体の低下を招くなど、利用される方々にとりまして使い勝手が劣る施設となるおそれがあることから、難しいと考えているところでございます。

事業費増額への対応につきましては、新たな財源の確保や有利な起債の活用を含め、様々な方策による対応を検討してまいりたいと考えているところでございます。

○議長（福居秀雄）　まじま議員。

○まじま隆英議員　今後、本格化する大型体育施設整備において、起債残高の増加や後年度の公債費負担が市の財政に与える影響をどう見極めているのでしょうか、その点についてお聞きしたいと思います。

○議長（福居秀雄）　行財政改革部長。

○行財政改革部長（三宮元樹）　市債につきましては、世代間の負担を公平にする役割がある一方で、残高の増加による過度な償還は将来の財政を圧迫することにもなりますので、必要な投資と持続可能な財政運営の両立を念頭に置きながら、市債全体を管理してまいりたいと考えております。

○議長（福居秀雄）　まじま議員。

○まじま隆英議員　たしか、市債残高は、一般会計、建設事業等債は令和９年度末で１千１２７億円以下というのが行革プログラム２０２４だったと思います。市債全体の管理が必要ということを、今、指摘させていただきます。

先行き不透明な花咲スポーツ公園の様々な経費と東光スポーツ公園の巨額の投資が重なることで、

市の投資的経費が圧迫されることはないのでしょうか。

先ほど、東光は工事竣工が令和１３年度と言われましたが、供用開始を令和１３年度中にできるのか、その点について伺いたいと思います。

○議長（福居秀雄）　スポーツ施設整備担当部長。

○観光スポーツ・シティプロモーション部スポーツ施設整備担当部長（松本　賢）　花咲スポーツ公園の再整備につきましては、今年度、再整備基本計画の策定作業を進めており、新アリーナ以外の既存施設につきましても再整備の方向性や再整備のスケジュールを整理することとしており、また、新アリーナ事業につきましては、調査特別委員会の報告書の内容を踏まえ、今後の方向性を調査、検討することとしているところでございます。今後の花咲スポーツ公園再整備及び東光スポーツ公園複合体育施設の整備に当たりましては、他の大規模事業も視野に、市の財政状況を踏まえながら、優先順位を整理し、進めてまいりたいと考えているところでございます。

なお、東光スポーツ公園複合体育施設につきましては、現時点で令和１３年度中の工事完成を想定しておりますが、できるだけ早期のオープンを目指してまいりたいと考えているところでございます。

○議長（福居秀雄）　まじま議員。

○まじま隆英議員　先ほど、花咲スポーツ公園の体育施設は先行きが不透明だというふうに述べさせていただきました。だからこそ、東光スポーツ公園の複合体育施設の有効活用が必要ではないかと考えます。

令和１３年度の供用開始を考えているような答弁だったかなと思いますが、市は、現在のスポーツ需要についてどのように把握をされているんでしょうか。１年遅れるという影響についてどのように考えているのか、見解を伺いたいと思います。

○議長（福居秀雄）　スポーツ施設整備担当部長。

○観光スポーツ・シティプロモーション部スポーツ施設整備担当部長（松本　賢）　本市のスポーツ需要につきましては、令和６年度の花咲スポーツ公園新アリーナ等基本計画策定時に、市内スポーツ施設の利用状況の確認やスポーツ団体等へのアンケート、ヒアリング調査を実施したところでございます。

市内の屋内スポーツにつきましては、市内には、スポーツ施設のほか、公民館等でのスポーツ実施場所はあるが、ほとんどの施設は団体による専用利用がされている、道北地域の中核都市として大会開催が多いが、屋内スポーツは種目が多く、大会が開催できる規模の施設が限られるため、大会実施の需要に応えられていない、総合体育館は、開館日数の６割が大会で占められ、団体の専用利用も多いため、一般利用がしづらい状況にあると整理しているところでございます。また、大会の利用調整におきましても、毎年二十数件の大会が希望する日時や場所で実施できない状況にあると伺ったところでございます。

次に、供用開始の遅れによる影響についてでございますが、複合体育施設の整備が遅れることで、市内のスポーツ実施環境の改善が遅れることとなりますが、現時点では、スポーツ大会等の開催について、施設の供用開始を見越して既に予定されているものがあるとの話は伺っておりませんので、影響はないものと考えているところでございます。

○議長（福居秀雄）　まじま議員。

○まじま隆英議員　様々な意見が出ているということは、今、触れられたかなというふうに思います。

多額の事業費をかけて整備をするわけですから、体育施設といっても、広く市民が活用できる施設であるべきではないかというふうに思います。幅広い意見を聞いて、花咲に造ろうとしていた機能を持たせるということも必要ではないかと思うんですね。

この点について、最後、市長に伺って、私の質疑を終わりたいと思います。

○議長（福居秀雄）　市長。

○市長（今津寛介）　東光スポーツ公園複合体育施設につきましては、これまで、市民アンケートやスポーツ団体との意見交換等の経過を踏まえ、本市のスポーツ推進の拠点として、市内のスポーツ実施環境の改善を図るため、整備してきたところでございます。

体育施設の運用に当たりましては、市内のスポーツ需要を満たすことは当然でありますが、基本計画における整備の基本方針にもありますように、市民のスポーツ、レクリエーションの場としても積極的に活用いただけるよう取り組んでまいります。

○議長（福居秀雄）　以上で、まじま議員の質疑を終了いたします。

（まじま議員、議員席に着席）

○議長（福居秀雄）　次に、塩尻議員。

（塩尻議員、質疑質問席に着席）

○塩尻英明議員　それでは、私のほうも、早速、質疑を進めていきたいと思います。

東光スポーツ公園整備費、東光の複合体育施設の補正の件についてです。

これまで、この施設は、花咲の新アリーナ、総合体育館と併せて議論されることが多かったかなと思います。その中で、いろんな御意見も出ている中で、今、いろいろと大きな課題の一つとなっているところかなと思います。その中で、私たちの会派としては、新アリーナと東光の複合体育施設は一体となっている部分がありますので、一旦、立ち止まるべきではないかということは申し上げてきたところであります。そんな中での補正計上でございますので、あまり多くはお聞きしませんけども、少し懸念されることといいますか、やはり、私たちが今まで申し上げてきたこと、それに関することはちょっといろいろお聞きしていきたいと思っております。

もういろいろと質疑でも出ておりますので、少し重なる部分もあるかと思いますので、まず、概要も含めて、簡単で結構でございますので、今やらなきゃいけないその理由について伺いたいと思います。

○議長（福居秀雄）　スポーツ施設整備担当部長。

○観光スポーツ・シティプロモーション部スポーツ施設整備担当部長（松本　賢）　本定例会に提案しております補正予算案の概要についてでございますが、本年６月に国からトイレの便器数に係る基準と適用のあり方に関するガイドラインが公表され、男女の性差を踏まえ、トイレの待ち時間が平等となるよう、原則として女性便器数が男性便器数以上となる基準とすることとの在り方が示されたことから、女性用トイレの便器数を見直そうとするものでございます。

このトイレの便器数の見直しにつきましては、トイレの配置やそれに伴う配管等の設備に関わるため、現在実施している複合体育施設の設計業務の中で整理を行おうとしたところでございます。

○議長（福居秀雄）　塩尻議員。

○塩尻英明議員　ここで、ちょっと、そもそもこの東光の体育館を整備することになった当初のことを振り返ってみたいなと思うんですけども、まず、東光の複合体育施設を建設するに至った当初の理由と目的について伺いたいと思います。

○議長（福居秀雄）　スポーツ施設整備担当部長。

○観光スポーツ・シティプロモーション部スポーツ施設整備担当部長（松本　賢）　東光スポーツ公園は、余暇時間の増加や健康、運動への要求が高まった時代背景を基に、市内の公園緑地の地域バランスを考慮した中で、スポーツ・レクリエーション利用を主な目的とする公園として計画したところでございます。

この中で、複合体育施設につきましては、大会開催や各スポーツの同時利用ができる施設が少ないこと、また、冬季にも利用できる通年型スポーツ施設が求められていたことから、平成１１年度策定の東光スポーツ公園基本計画において、複合体育施設については、屋内スポーツを積極的に促進していくためのその主導役となり得る体育館として、市民が多種のスポーツ・レクリエーション活動をゆとりを持って行える規模を確保するとともに、各種スポーツの全国大会が誘致可能な規模とすることとしたところでございます。

○議長（福居秀雄）　塩尻議員。

○塩尻英明議員　体育館の床面積が２千８６０平米だったり、５千席の観客席、仮設を含めてということでありますけども、平成２８年度から令和７年度ですか、見直しでその規模が変更されたかと思うんですけども、その理由について伺いたいと思います。

○議長（福居秀雄）　スポーツ施設整備担当部長。

○観光スポーツ・シティプロモーション部スポーツ施設整備担当部長（松本　賢）　令和７年度の基本計画の改定は、花咲スポーツ公園新アリーナとの役割分担の下、複合体育施設は、市民利用や大会開催等に適したスポーツ施設として、より大会利用がしやすい施設配置や観客席の削減と、それに伴うトイレ等の附帯機能の削減などを行ったところでございます。

○議長（福居秀雄）　塩尻議員。

○塩尻英明議員　そうなんですよね。役割分担の下ということで、建設のほうの、当初、いろいろと計画の変更が行われていたということでありまして、今も特別委員会で新アリーナの件は議論されているところであります。

ただ、東光のほうとも密接に関係しておりますので、１点だけちょっと伺いたいなと思うのは、現在の新アリーナの計画自体、既に予定どおり進めることは無理なのではないかということについて、まず伺いたいと思います。

○議長（福居秀雄）　スポーツ施設整備担当部長。

○観光スポーツ・シティプロモーション部スポーツ施設整備担当部長（松本　賢）　花咲の新アリーナにつきましては、当初、４月の時点で参加確認申請をし、その後、事業を進めていくという考えでおりましたけども、４月の締切り時点では参加希望者がいなかったということで、スケジュール的には今後整理する形となりますが、現状では当初の予定で進むのは難しいものと考えているところでございます。

○議長（福居秀雄）　塩尻議員。

○塩尻英明議員　東光の体育館のほうが、言ってみれば、これまで紆余曲折といいますか、体育館

の気持ちになって、あえて体育館の第一人称を俺と表現すると、俺は、一体、誰のために、何のために建てられるんだというところですよね。

ただ、その中で中心になってきているのがヴォレアス北海道なのかなと思っております。だけど、これまで、その表現は、あまり、ヴォレアスのためとかそういったことはおっしゃっていないわけでありますけども、そんな中で、だからこそ、私たちの会派の高木会長のほうからは、ヴォレアスに優しくないんじゃないのかいっていう御指摘も出たかと思います。もうちょっと、明言しながら、はっきりしながら進めてもよかったのかなあと思いつつ。

それで、次に、お聞きしますけども、この新アリーナがヴォレアスのホームとして使用できない、建設できなかった場合、やはり、代替案として東光が視野に入るんじゃないかと思うんですよね。その辺について見解を伺いたいと思います。

○議長（福居秀雄）　スポーツ施設整備担当部長。

○観光スポーツ・シティプロモーション部スポーツ施設整備担当部長（松本　賢）　ＳＶリーグの２０３０年シーズンからのホームアリーナにつきましては、観客席数５千席以上のほか、観客席数に応じたトイレの数やラウンジの設置、メディア等の関係諸室の確保、選手と観客の動線分離など、様々な要件を満たす必要があることが公表されているところでございます。

東光スポーツ公園複合体育施設を代替とすることにつきましては、現在の実施設計の変更では対応できず、仮にこれらの要件を反映させる場合、改めて基本計画から整理し直す必要がありますので、設計に要する費用や供用開始時期の観点からも困難であると考えているところでございます。

しかしながら、ヴォレアス北海道がＳＶリーグに存続するためにはホームアリーナが必要であることは承知しておりますので、現在、ヴォレアス北海道と同様にＳＶリーグが求めるアリーナ要件への対応ができていないクラブが複数あることを確認していることから、市としましては、今後のＳＶリーグ機構の対応を注視するとともに、場合によっては、ヴォレアス北海道と連携し、能動的に関与していくことも検討しなければならないと考えているところでございます。

○議長（福居秀雄）　塩尻議員。

○塩尻英明議員　私たちの会派としては、新アリーナのほうは一旦立ち止まるべきじゃないかということで申し上げていますけども、ただ、ヴォレアス北海道には、旭川をホームとして頑張っていただきたいっていう、その気持ちは持っております。新アリーナの建設の議論とはまた別な議論がそこでは起きる可能性がありますけども、そのあたりは当然必要でありますので、ただ、しっかりと場所は用意すべきではないかなというふうな気持ちは持っております。

民設民営自体、非保有方式が、現在、この先、不透明になっている状況でありますけども、今、もう、設計変更をすると、時間はかかるのは分かるんですけれども、お金も今までかかっているのが無駄になっちゃうというのも分かるんですけども、ただ、それまでにかかったお金が全て無駄じゃなくて、いろんなことを選択肢の中で選んだ上で、最善を尽くすためにやってみたけど、ちょっとあんばいが悪かったよね、じゃ、違う方法でやろうかっていうのは、それほど無駄なお金ではないと思うんですね。

よく、失敗を恐れていたら成功はないとかいろんな言葉がありますけども、やっぱり、やってみて、うまくいかなかったよね、じゃ、もっとうまくやるためにはこうしたほうがよかったねっていうのも成功に向かう道の一つだと思うんですよね。それが、やってみて最初から成功するなら一番

いいですけど、やはりそればかりじゃないので、そういう場面も考えると、今回、いろんな選択肢を残しておくべきだっていうのが私の考えではあるんです。そうなると、結局、今回、補正で計上されている設計変更なんかも、手をかけてしまうと、より一層、自分たちの首を絞めてしまう可能性も出てきちゃうんじゃないかなというふうに思うわけですよね。

ただ、その反面、私が言っていることが正しいわけでもないし、やってみないと分からないことですので、今回の補正計上に反対までするつもりはありませんけども、そのあたりが、本当に、この設計変更に手をつけるべきなのか、最後に見解を伺いたいと思います。

○議長（福居秀雄）　スポーツ施設整備担当部長。

○観光スポーツ・シティプロモーション部スポーツ施設整備担当部長（松本　賢）　東光スポーツ公園複合体育施設につきましては、総合体育館があることを前提とした上で、不足する市内のスポーツ需要を満たすことを目的として整備を進めている施設であり、市民のスポーツ利用や大会利用が主体となる施設として、現状の方針どおり整備を進めてまいりたいと考えているところでございます。

一方、先ほど来、議員からお話のありましたヴォレアス北海道が本市を拠点とし、多くの市民がプロスポーツを身近に感じることができ、にぎわいの創出につながっていることから、これまで以上に連携を密に図りながら、本市がホームタウンとして在り続けられるよう検討してまいりたいと考えているところでございます。

○議長（福居秀雄）　塩尻議員。

○塩尻英明議員　これまでいろいろとやり取りをさせていただく中で、部長の思いというのも、いろいろ、しっかり、精いっぱい頑張られていることは伝わっておりますし、最終的に市民にとってよりよい最善の施設の建設計画を立てていただければいいのかなと思いますので、市民のためにしっかり汗を流していただいて、すばらしい施設、あるいは、計画をたてていただきますようお願い申し上げまして、私の質疑を終わりたいと思います。

ありがとうございました。

○議長（福居秀雄）　以上で、塩尻議員の質疑を終了いたします。

（塩尻議員、議員席に着席）

○議長（福居秀雄）　以上で、通告による発言を終わります。

他に御発言はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（福居秀雄）　別に御発言がなければ、質疑終結と認めます。

これより、討論に入ります。

討論の通告がありますので、発言を許します。

まじま議員。

○まじま隆英議員（登壇）　日本共産党は、議案第１号、令和８年度旭川市一般会計補正予算について、反対をいたします。

以下、簡潔にその理由を述べます。

今回の補正予算に提案された物価高対策は、４事業に限られています。金額総額も８千７万２千円となっています。

私たち会派は、この間、中小業者の事業継続に対する支援策や市民に対する支援を求めてまいりました。中小企業振興資金融資事業費が含まれていますが、全体として金額や内容についても十分とは言えません。

財政調整基金は、令和８年度末、６９億円の見通しがありながら、今回の活用額は約１００万円となっています。これから冬に向かうことから、福祉灯油の実施を求めましたが、検討するにとどまっています。

国からの重点支援地方交付金の範囲内でしか物価高騰対策が行われていないとしか言えず、市長が何よりも大切にされている市民に寄り添う姿勢にも程遠いのではないでしょうか。今後の展望をお聞きしても、国の動向次第という消極的な姿勢に終始されていたと考えます。

特に、今回、物価高騰への対策として、市立旭川病院の光熱費に対して３千万円以上の金額が計上され、重点支援地方交付金を充てようとしています。現状、市立旭川病院は深刻な経営問題が取り沙汰されている状況です。本来、病院の経営課題や赤字体質を根本的に改善するための支援を行うのであれば、国からの臨時的な交付金である重点支援地方交付金を使うのではなく、市の財源を活用し、正面から財政支援を行うべきではないでしょうか。

また、医療機関の経営の厳しさを言うのならば、市立病院だけでなく、市内の医療機関を対象とするべきです。

次に、私たち会派が何より問題視しているのは、市の財政論理の矛盾です。市は、この間、１０月からの使用料、手数料の大幅な引上げを提案するに当たり、受益と負担の適正化やサービスを利用する方と利用しない方との負担の公平性を確保するという理由を掲げておりました。市立旭川病院は、他の公共施設と同様に一律には申し上げられませんが、利用する市民と利用しない市民が存在する公共施設です。一般の公共施設については、利用しない人との公平性を理由にして市民に大幅な負担増や利用料金の値上げを強いる一方で、市立旭川病院の光熱費には物価高騰対応重点支援地方交付金が投入される、これはどう考えても整合性が取れません。

以上の理由から、議案第１号、令和８年度旭川市一般会計補正予算について反対せざるを得ないということを述べまして、反対の意見開陳といたします。（降壇）

○議長（福居秀雄）　以上で、通告による討論は終わりました。

これをもって、討論を終結いたします。

これより、採決に入ります。

採決は、電子表決システムにより行います。

お諮りいたします。

本案について、原案どおり可決することに賛成の議員は賛成ボタンを、反対の議員は反対ボタンを押してください。

押し間違いはありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（福居秀雄）　なしと認め、確定いたします。

（議場内モニターに採決結果を表示）

○議長（福居秀雄）　賛成多数であります。

よって、本案は、原案どおり可決することに決定いたしました。

○議長（福居秀雄）　日程第４、議案第２号、令和８年度旭川市国民健康保険事業特別会計補正予算についてを議題といたします。

これより、質疑に入ります。

発言の通告がありません。御発言ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（福居秀雄）　別に御発言がなければ、質疑・討論終結と認め、直ちに採決いたします。

お諮りいたします。

本案については、原案どおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（福居秀雄）　御異議なしと認めます。

よって、本案は、原案どおり可決することに決定いたしました。

○議長（福居秀雄）　日程第５、議案第３号、令和８年度旭川市介護保険事業特別会計補正予算についてを議題といたします。

これより、質疑に入ります。

発言の通告がありません。御発言ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（福居秀雄）　別に御発言がなければ、質疑・討論終結と認め、直ちに採決いたします。

お諮りいたします。

本案については、原案どおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（福居秀雄）　御異議なしと認めます。

よって、本案は、原案どおり可決することに決定いたしました。

○議長（福居秀雄）　日程第６、議案第４号、令和８年度旭川市病院事業会計補正予算についてを議題といたします。

これより、質疑に入ります。

発言の通告がありません。御発言ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（福居秀雄）　別に御発言がなければ、質疑・討論終結と認め、直ちに採決いたします。

お諮りいたします。

本案については、原案どおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（福居秀雄）　御異議なしと認めます。

よって、本案は、原案どおり可決することに決定いたしました。

○議長（福居秀雄）　日程第７、議案第５号、旭川市認可地縁団体印鑑条例の一部を改正する条例

の制定についてを議題といたします。

これより、質疑に入ります。

発言の通告がありません。御発言ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（福居秀雄）　別に御発言がなければ、質疑・討論終結と認め、直ちに採決いたします。

お諮りいたします。

本案については、原案どおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（福居秀雄）　御異議なしと認めます。

よって、本案は、原案どおり可決することに決定いたしました。

○議長（福居秀雄）　日程第８、議案第６号、市立旭川病院使用料及び手数料条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

これより、質疑に入ります。

発言の通告がありますので、発言を許します。

金谷議員。

（金谷議員、質疑質問席に着席）

○金谷美奈子議員　では、議案第６号、市立旭川病院使用料及び手数料条例の一部を改正する条例の制定について、何点かお聞きしていきたいと思います。

まず、今回の提案理由、そして概要についてお聞かせください。

○議長（福居秀雄）　病院事務局長。

○市立旭川病院事務局長（長谷川伸一）　今回の条例改正は、駐車場の維持管理に係る経費の上昇などを踏まえるとともに、市内における同規模の病院との均衡などに鑑み、増額の改定を行うほか、その他所要の規定を整備しようとするものです。

駐車料金改定の概要は、まず、診療を受けるために来院されるとき及び診療を受ける方を乗車させて来院するときは、現行、制限を設けず無料としているところを、８時間まで無料とし、診療の都合により８時間を超えた場合は超過分を無料とする案としています。

次に、一般の料金については、現行、駐車時間が１時間以内のとき１００円、１時間を超えた後、３０分までごとに５０円を加算としているところ、駐車時間が１時間以内のとき２００円、１時間を超えた後、３０分までごとに１００円を加算する案としています。

なお、入退院に係る送迎や乳幼児、身体障害者及び重篤患者の御家族などを対象とした駐車場の減免措置については、現行どおりとしており、変更はありません。

○議長（福居秀雄）　金谷議員。

○金谷美奈子議員　今お示しいただきました市立病院における駐車場の駐車料金が２倍になるという提案です。

これについて、市の使用料、手数料、この考え方は、増の場合は受益と負担を考えた上であっても上限は１．５倍以内とするとされておりました。それと整合性は合いませんが、どのように考えているのでしょうか。

○議長（福居秀雄）　病院事務局長。

○市立旭川病院事務局長（長谷川伸一）　病院の使用料、手数料は、市長部局の受益と負担の適正化指針の対象とはなっていませんが、当院駐車場も設備の維持管理や運営に一定の経費を要していることから、市長部局の受益と負担の考え方を参考に今回の見直しを行っています。

一般料金の設定に当たっては、駐車場設備の維持管理や運営に必要な経費と駐車場料金として得られる収入を比較し、経費を収入で賄うことができることを目安とし、その上で、市内基幹病院や道内ほかの病院の料金水準とのバランスを比較し、考慮して設定しています。

○議長（福居秀雄）　金谷議員。

○金谷美奈子議員　市立病院における手術についてです。

手術時間は最大どのぐらいであるのか、まずお聞かせください。

○議長（福居秀雄）　病院事務局長。

○市立旭川病院事務局長（長谷川伸一）　当院で行う手術時間は、内容や患者の状態により異なりますが、長いものでは７時間から８時間程度、胸部外科の手術では１０時間程度、口腔外科の手術では１３時間から１５時間に及ぶ場合もあります。

○議長（福居秀雄）　金谷議員。

○金谷美奈子議員　そこでなんですけれども、入院中の家族は、見舞いとは違って付き添わなければいけない、例えば、小さい子どもさんの重篤な部分について、親は、やはり心配でベッドのそばに付き添うということがあります。さらに、今お聞きしたような手術ですね。手術日当日、家族は、かなりの時間、病院にとどまり、手術室の前または病院内で心配で滞在しているということが常識ではないかと思いますが、こういう人たちが駐車場を使った場合にどうなっているのでしょうか。

まず、料金についてお聞きしたいのですけれども、８時から夜の消灯の２１時まで付き添った場合、また、手術が長時間に及び、その手術後も心配で残っているケースがあると思うんですよね。そして、出たり入ったりの時間も考えまして、２４時間滞在した場合、一体幾らになるのか、お聞かせください。

○議長（福居秀雄）　病院事務局長。

○市立旭川病院事務局長（長谷川伸一）　面会等で来院される方の駐車料金は、まず、８時から２１時までの利用の場合、現行で１千３００円のところ、改定後は２千６００円となります。また、２４時間利用の場合は、現行２千４００円のところ、改定後は４千８００円となります。

なお、手術等に際し、病院からの要請で御家族が院内に待機される場合や、医師や病棟からの要請による小児入院の付添いなど、病院が診療・療養上必要と認める場合は、駐車料金を無料としており、一般の面会とは区分し、御家族に負担が生じないよう対応しています。

○議長（福居秀雄）　金谷議員。

○金谷美奈子議員　今、金額が２倍ということですので、当然、かなりの負担になるということが分かりました。

その中でも、一応は、病院側の要請で、ドクターの判断ということで、私も、電話で聞いたときには、お医者様が要請した場合については無料になるんだということは聞いたんですけれども、じゃ、実際に現場でそのように運用されているのだろうかというところなんですよね。私も、子どもが入院したときに、そういった要請はありませんでした。その結果、朝８時には入り、夜の消灯ま

でいました。毎日ですね。それを本当に何週間も続けて、支払い続けたということがあったわけなんですけれども、そうなりますと、現場では必ずしもきちっとした要請が行われていないケースも多々あるのではないかというふうに考えます。

そこで、実際にお見舞いの方、そして、手術日当日、そのような駐車料の減免について実績はあるのか、お聞かせください。

○議長（福居秀雄）　病院事務局長。

○市立旭川病院事務局長（長谷川伸一）　まず、駐車料金を減免している年間件数は、令和７年度実績で外来を含めて全体で１５万２千６００件で、このうち、入院に係る減免は１万３千７４４件と全体の９％と推計しています。

次に、手術数のうち、手術日当日の家族で減免している件数は、先ほどの入院に係る減免件数１万３千７４４件の中に含まれていますので、年間の手術件数２千２５０件から推計させていただきますと５９０件となります。

○議長（福居秀雄）　金谷議員。

○金谷美奈子議員　推計で、ある程度、このぐらいだろう、結局、２５％ぐらいでしょうかね、手術に対しての減免があったのではないかっていう答弁になっているわけなんですが、では、７５％の方は、全額、駐車料金を払ってきているということが分かるわけなんですよね。

それで、今回、この２倍にも及ぶ駐車料金の値上げの際に、こういったことを考えて、最大料金の設定、なぜ、これを行わなかったのか、お聞かせください。

○議長（福居秀雄）　病院事務局長。

○市立旭川病院事務局長（長谷川伸一）　御指摘をいただきました駐車場の最大料金の設定は、今回の改定に当たり、院内でも検討をした経過があります。その検討の中で、最大料金の設定が長時間の置きっ放し駐車を誘発し、本当に必要な方が駐車できなくなる懸念があること、現状でも手術時の待機や小児への付添い、病状急変時など病院が必要と判断する場合は無料としていることなどから、今回の改定時の設定は見送ったところです。

ただし、議員の御指摘のとおり、お見舞いや手術当日の長時間の御家族の負担感に配慮し、最大料金を設けることは重要な視点であると認識しています。

○議長（福居秀雄）　金谷議員。

○金谷美奈子議員　認識はある、しかし、そこは工夫しなかった、そういうことが分かったんですけれども、今回、この条例が通った後はしばらく条例改正はないと思うんですよね。そうしますと、この後、さらに検討していただかなければいけませんけれども、その間に関しては、やはり、今後、条例改正後、考え方として配慮を持っていただきたいと思うんです。

結局、入院中の見舞いというよりは付添いですね。そういった部分、だけれども、親は泊まれませんので、だから、帰らなきゃいけないんですよね。そういった形で行ったり来たりをして、家のこともやってとなると、やっぱり車が必要なんですよね。

そういったところの配慮による減免、そういった制度がありますよと、ぜひ使っていただくような配慮、また、手術に関しては、長時間の部分について、要請とまでいかなくても心配だということで病院にとどまるケース、こういったところについてしっかりと配慮をして、そして、今回の値上げ後、負担があまりにも多くならないように考えていただきたい、そのように思います。

最後に答弁を求めて、質疑を終了します。

○議長（福居秀雄）　病院事務局長。

○市立旭川病院事務局長（長谷川伸一）　今回の料金改定に当たっては、外来患者のスペース確保の観点などから最大料金の設定を見送りましたが、改定後の利用状況や混雑状況、御家族の実際の負担感などを考慮していくとともに、今後の当院の経営状況や他院の状況などを総合的に勘案しながら、必要に応じて最大料金の設定を含めた料金体系について検討してまいりますし、今、議員さんから御指摘がありましたとおり、市民の病院として、改定後の実施に当たって、院内でもさらに周知をして、患者の皆さんに寄り添った運営をしていきたいと思います。

○議長（福居秀雄）　以上で、金谷議員の質疑を終了いたします。

（金谷議員、議員席に着席）

○議長（福居秀雄）　以上で、通告による発言を終わります。

他に御発言はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（福居秀雄）　別に御発言がなければ、質疑・討論終結と認め、直ちに採決いたします。

お諮りいたします。

本案については、原案どおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（福居秀雄）　御異議なしと認めます。

よって、本案は、原案どおり可決することに決定いたしました。

○議長（福居秀雄）　日程第９、議案第７号、財産の取得についてを議題といたします。

これより、質疑に入ります。

発言の通告がありません。御発言ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（福居秀雄）　別に御発言がなければ、質疑・討論終結と認め、直ちに採決いたします。

お諮りいたします。

本案については、原案どおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（福居秀雄）　御異議なしと認めます。

よって、本案は、原案どおり可決することに決定いたしました。

○議長（福居秀雄）　ここで、お諮りいたします。

この際、日程の順序を変更し、日程第１８、請願・陳情議案の審査結果報告についてを議題といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（福居秀雄）　御異議なしと認めます。

よって、そのように決定し、日程第１８、請願・陳情議案の審査結果報告についてを議題といたします。

本案は、日程第１８付表のとおり、総務、子育て文教両常任委員会委員長から審査結果の報告書が議長宛て提出されておりますので、これより両常任委員会委員長の報告を求めることにいたします。

総務常任委員会

委員長　２２番　高橋ひでとし議員。

○高橋ひでとし議員（登壇）　総務常任委員会に付託を受けておりました請願・陳情議案のうち、結論を得たものにつきまして御報告申し上げます。

まず、陳情第２５号ないし陳情第２７号、宗教施設建設に伴う地域の公共安全及び調和に関する法整備を求めることについてでありますが、建築基準法及び関係法令に適合していれば衛生、防火等の安全は担保されており、住民への説明や同意の要件は義務づけられていないこと、また、現状、地域住民からの苦情等も寄せられていないことから、願意に沿い難く、不採択とすべきものと決定いたしました。

次に、陳情第２８号、職員団体の組合費給与天引き（チェックオフ）手続の適正運用及び行政の政治的中立性確保を求めることについてでありますが、給与天引き手続は、条例に基づき、意思確認もなされた上で控除されており、また、職員の政治的中立性の保持については既に研修等が実施されていることから、願意に沿い難く、不採択とすべきものと決定いたしました。

次に、陳情第４０号、公共施設における宗教関連設備の中立性・公平性確保のためのガイドライン整備を求めることについてでありますが、現状、設置されている礼拝スペースは、特定宗教を優遇するものではなく、また、本市においては、ガイドラインを策定し、統一的な判断を要する事案が生じていないため、願意に沿い難く、不採択とすべきものと決定いたしました。

以上で、審査結果の報告を終わらせていただきます。（降壇）

○議長（福居秀雄）　これより、質疑に入ります。

発言の通告がありません。御発言ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（福居秀雄）　別に御発言がなければ、質疑・討論終結と認め、直ちに採決いたします。

本案に対する委員長報告は、いずれも不採択であります。

お諮りいたします。

本案については、いずれも委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（福居秀雄）　御異議なしと認めます。

よって、本案は、いずれも総務常任委員会委員長報告のとおり決定いたしました。

次に、子育て文教常任委員会

委員長　１８番　塩尻議員。

○塩尻英明議員（登壇）　子育て文教常任委員会に付託を受けておりました請願・陳情議案のうち、結論を得たものにつきまして御報告申し上げます。

まず、陳情第２０号、出産前後の支援体制強化に関することについてでありますが、提出者の分析には妥当性があるとは言えず、また、出産前後の支援事業は各関係機関と連携して既に取り組んでいることから、願意に沿い難く、不採択とすべきものと決定いたしました。

次に、陳情第３７号、市立小中学校への「いじめ対策監（仮称）」配置制度の導入を求めることについてでありますが、提出者の分析には実態が伴っておらず、また、現状においては全ての学校にいじめ対策監を配置する必要はないことから、願意に沿い難く、不採択とすべきものと決定いたしました。

次に、陳情第３８号、旭川市におけるＡＩ予兆システムを核としたいじめ・児童虐待・家庭訪問支援の統合モデル構築についてでありますが、現在のいじめや児童虐待、家庭環境の不安などへの支援体制に構造的な課題があるとは一概には言えず、また、客観的な評価が十分ではないＡＩの導入は時期尚早と考えることから、願意に沿い難く、不採択とすべきものと決定いたしました。

次に、陳情第４６号、いじめの重大事態に関するデマの払拭を求めることについてでありますが、様々な情報のうち、行政機関が一部の情報だけを取り上げて否定することには極めて慎重でなければならないこと、また、個別の案件については、それぞれの当事者がしかるべき手続において対応すべきと考えることから、願意に沿い難く、不採択とすべきものと決定いたしました。

次に、陳情第４８号、ＧＩＧＡスクール端末等を活用し、子供に直接届く「地域居場所ポータル（仮称）」の整備についてでありますが、ＧＩＧＡスクール端末は、学習用支援端末として整備されたもので、陳情にある活用とするためには、端末の利用目的や管理の在り方、セキュリティーなどについての整理が必要であり、また、配信された情報により、子どもが訪れた際の安全性の確保や万一の際の責任の所在など、運用面での課題も少なくないことから、願意に沿い難く、不採択とすべきものと決定いたしました。

次に、陳情第５０号、いじめ解消判断までの３か月間における被害・加害児童生徒への伴走型デジタル振り返り支援（旭川モデル）の小規模実証についてでありますが、いじめ問題については極めて慎重な対応が求められるものであり、その解消のための具体的な手法については、有効性、安全性、個人情報保護、緊急時の対応など整理すべき課題があることから、願意に沿い難く、不採択とすべきものと決定いたしました。

次に、陳情第５１号、「旭川子ども支援ネットワーク（仮称）」創設に関する検討についてでありますが、既に学校、教育委員会、福祉機関などによる支援体制が整えられており、現在の仕組みをより効果的に機能させることが重要であることなどから、願意に沿い難く、不採択とすべきものと決定いたしました。

以上で、審査結果の報告を終わらせていただきます。（降壇）

○議長（福居秀雄）　これより、質疑に入ります。

発言の通告がありません。御発言ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（福居秀雄）　別に御発言がなければ、質疑・討論終結と認め、直ちに採決いたします。

採決は、分割により行います。

まず、陳情第４６号、いじめの重大事態に関するデマの払拭を求めることについて、電子表決システムにより採決いたします。

本案に対する委員長報告は、不採択でありますので、原案について採決いたします。

お諮りいたします。

本案について、採択することに賛成の議員は賛成ボタンを、反対の議員は反対ボタンを押してく

ださい。

押し間違いはありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（福居秀雄）　なしと認め、確定いたします。

（議場内モニターに採決結果を表示）

○議長（福居秀雄）　賛成少数であります。

よって、本案は、不採択とすることに決定いたしました。

次に、陳情第２０号、陳情第３７号、陳情第３８号、陳情第４８号、陳情第５０号及び陳情第５１号の出産前後の支援体制強化に関することについて、市立小中学校への「いじめ対策監（仮称）」配置制度の導入を求めることについて、旭川市におけるＡＩ予兆システムを核としたいじめ・児童虐待・家庭訪問支援の統合モデル構築について、ＧＩＧＡスクール端末等を活用し、子供に直接届く「地域居場所ポータル（仮称）」の整備について、いじめ解消判断までの３か月間における被害・加害児童生徒への伴走型デジタル振り返り支援（旭川モデル）の小規模実証について、「旭川子ども支援ネットワーク（仮称）」創設に関する検討についての以上６件について採決いたします。

本案に対する委員長報告は、いずれも不採択であります。

お諮りいたします。

本案については、いずれも委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（福居秀雄）　御異議なしと認めます。

よって、本案は、いずれも子育て文教常任委員会委員長報告のとおり決定いたしました。

○議長（福居秀雄）　ここで、お諮りいたします。

本定例会は、議案調査等のため、明９月１２日から１５日までの４日間、休会することにいたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（福居秀雄）　御異議なしと認めます。

よって、明９月１２日から１５日までの４日間、休会することに決定いたしました。

○議長（福居秀雄）　本日の会議は、以上で終わりたいと思います。

なお、９月１６日、本日に引き続き午前１０時から会議を開きますので、定刻までに御参集願います。

９月１６日の議事日程は、本日の続行であります。

それでは、本日の会議は、これをもって散会いたします。

散会　午後０時０６分

以上のとおり会議のてんまつを記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

旭川市議会議長

署　名　議　員

署　名　議　員